

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 16 日現在

機関番号：34314

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24530759

研究課題名(和文) マイクロクレジットの日仏比較

研究課題名(英文) Comparison in Japan and France about Microcredit

研究代表者

佐藤 順子 (SATO, Junko)

佛教大学・福祉教育開発センター・講師

研究者番号：80329995

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は日本・アメリカ・フランスの先進資本主義国におけるマイクロクレジットについてケーススタディによって社会学・社会福祉学・経済学からのアプローチを試みたものである。

本研究成果の特徴は次の3点にある。1点目は日本におけるマイクロクレジットのルーツを明らかにし、その流れを引く生活福祉資金貸付事業の近年の改正が「防貧」から「救貧」へと変化して行ったことを示した点である。2点目は借受人に伴走する支援と柔軟な債権管理の必要性を明らかにした点であり、3点目はアメリカ・フランスにおいてはマイクロクレジット機関の育成が低所得者層等の金融包摂政策として導入された経緯と現状および課題を明らかにした点である。

研究成果の概要(英文)：This research is study which tried to approach from sociology, social welfare science and economics about Microcredit in Japan, United States and France forward capitalistic country by casestudy. There is a feature of the study results in the following 3 points. The point in Japan, Microcredit institutional design has changed from "poverty prevention" into "poverty assistance" that recent years' change was showed. The 2nd point was the necessity of flexible credit management and "Accompagnement" with borrowers. The 3rd point is in United States and France, it was clear that Microcredit works as the financial subsuming policy and upbringing low-income groups.

研究分野：社会福祉学

キーワード：マイクロクレジット 生活福祉資金貸付事業 金融包摂施策 フランス共和国 アメリカ合衆国 ケーススタディ

1. 研究開始当初の背景

本研究は、先進資本主義国である日本・アメリカ・イギリス・フランスにおいて生活上の需要や起業のための少額貸付であるマイクロクレジットについて概観し、マイクロクレジットのあり方についての議論に資することを目的としたものである。

具体的には、マイクロクレジットがそれぞれの国においてどのような経緯で取り入れられ、その後どのように遷移して来たか、どのような制度設計に基づいているかそして現在の問題点と今後の課題は何かを明らかにしようとした。

日本においては、長年にわたって社会問題化していた多重債務問題の改善を目指した多重債務者対策本部(内閣設置)が策定した多重債務問題改善プログラム(2007年4月)においてグラミン銀行は『日本版グラミン銀行モデル』として取り上げられている。

『日本版グラミン銀行モデル』は、「借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供」であり、「高リスク者の受け皿となる消費者向けのセーフティネット貸付け」である。さらに「地域において顔の見える融資を行う」と定義されており、主体は「生協、NPO、中間法人等や民間金融機関(労金、信金、信組等)」とされている。また「公的な信用付与として自治体が、非営利機関に融資する金融機関に預託金を預ける岩手信用生協の例も参考になる」と信用付与事業に自治体がコミットする可能性についても示している。

さらに市民からの出資による非営利金融である NPO バンクの行う貸付のうち一定要件を満たすものについては、改正貸金業法の適用除外として純資産額規定は500万円以上とされ、貸付事業を行う地域生活協同組合の県域規制の緩和(2010年5月21日)、また、総量規制の適用除外(2010年6月11日)等の措置が取られて NPO バンクは存続が可能となった。

その結果、多重債務問題改善プログラム策定から7年を経た2014年8月現在、生活資金貸付事業を実施する生活協同組合数は増加して行った。すなわち、多重債務問題改善プログラムにおいて「信用付与について参考にすべき」とされた岩手県消費者信用生活協同組合の青森県八戸および青森相談事務所の新設をはじめ、多重債務問題改善プログラムが策定される以前から多重債務者生活再生事業を実施していたグリーンコープ生活協同組合連合会グリーンコープふくおかに続いてグリーンコープ熊本・大分・長崎およびみやぎ生活協同組合においても相談支援を伴った貸付が行われるようになった。

ただし、ここで留意すべき点は NPO バンクなどに対して、一方で『日本型グラミン銀行モデル』を求めつつも、一方では貸金業法の適用除外や規制の部分的な解除という消

極的ともみえる方法でその事業拡大を「後押し」していることである。

このような状況の下で多重債務問題解決プログラムのうたう『日本型グラミン銀行モデル』は全国的に拡大・発展して行ったと捉えられるだろうか。

多重債務問題解決プログラムでは『日本型グラミン銀行モデル』を設立し展開するための工程表が示されなかったことや目標とする設置件数および貸付金額が不透明なままであったことから、『日本型グラミン銀行モデル』の成否はその道すじは見えないものとなっていた。

また、「既存の消費者向けセーフティネット貸付け」として、社会福祉協議会による生活福祉資金貸付事業などについても事前相談や事後モニタリングを受実させることにより受け皿としての活用を促進するとされた。

しかし、生活福祉資金貸付事業については2009年10月に行われた大幅な改正にも関わらず再構築の余地を残している。

このように見て行くと、日本における金融排除の一形態としての多重債務問題、つまり信用(クレジット)の低さゆえに高金利の営利金融業に頼らざるを得ず返済のために複数の債務を抱えて生活困難をきたすこと、が再燃する可能性は否定できない。

さらに、起業のために資金を非営利で融資する NPO バンクなどの非営利金融が今後全国的に展開する可能性も未だ視野に入らないと言っても過言ではないだろう。

2. 研究の目的

上述した研究目的にのっとり、本研究では日本、フランス、アメリカにおけるマイクロクレジット機関等についての聴き取り調査・資料収集およびケーススタディを行い、日本におけるマイクロクレジットの構築に際して議論の機会を提供することを目的とした。

3. 研究の方法

研究方法は日本国内外のマイクロクレジット機関等を訪問し、聴き取り調査・資料収集を行い、ケーススタディ法によって行った。

日本国内では、低所得者向けの資金貸付である生活福祉資金貸付事業を行う都道府県社会福祉協議会および非営利金融組織である東京コミュニティパワーバンク、女性・市民コミュニティバンク及び同バンクからの融資を受けて川崎認定保育園を運営している保育室ステップ、難民起業サポートセンター、コミュニティ・ユース・バンク momo 等の視察と聴き取り調査を行った。

国外では、アメリカ合衆国およびフランス共和国のマイクロクレジット機関等を訪問し、聴き取り調査を行った。

アメリカでは複数のマイクロクレジット機関を訪問し、聴き取り調査を行った。なかでも、ペンシルバニア州フィラデルフィア市にあるマイクロクレジット機関の一つである Women's Opportunities Resource Center の訪問調査では、担当職員ならびに家庭的保育事業である Family Child Care Service を起業した移民家庭から聴き取り調査・資料収集を行うことができた。

フランスでは、フランス銀行、貯蓄金庫、ドゥ県議会・社会福祉担当部、ドゥ県ブザンソン市のフードバンク「心のレストラン」、食料銀等の視察および聴き取り調査・資料収集を行った。

4. 研究成果

【日本国内】

社会福祉協議会では、福祉費(生業費・就労支援費)の貸付を中心に担当者から聴き取り調査を行った。その結果、相談者の収入が低いため償還の見通しが立たなかったり、起業に対する相談者の計画性の低さが原因で、資金を貸付けることへの躊躇がみられた。しかし、福祉費(就労支援費)として自動車教習所、調理師学校、看護学校等の学費の貸付が行われており、資格を身につけることによって有利な就職ができるように活用されていた社会福祉協議会も見られた。

NPO バンクでは、相談者に対して起業のノウハウを伝えたり、起業後も継続的な支援がなされていた。NPO バンクの融資基準は組織によっても異なるが、地域に対する公益性が重視されており、この点はマイクロクレジットの在り方を考える上で重要である。

【アメリカ】

アメリカのマイクロクレジット機関は起業訓練 (Self-Employment Training)、小規模貸付 (Financial Resources)、個人開発口座 (Individual Development Account / IDAs) 等の業務を行っている。

アメリカではマイクロクレジット機関は移民・難民をはじめとする低所得層が起業をしたり、銀行口座の開設が可能となる等によって、銀行へのアクセサビリティを高めるための架け橋としての役割を担っており、金融包摂施策としての色彩が濃いものとなっていた。

【フランス】

フランスのマイクロクレジットは、次の3点によって特徴づけられる。すなわち、協同組合銀行の存在、政府が個人あるいは法人への貸付保証、失業者、社会参入最低所得 (RMI) 受給者が起業する場合の保証を行う社会統合基金 (Fonds de Cohésion Sociale)。

借受人に伴走することの義務付けである。これらの特徴は、日本におけるマイクロク

レジットのあり方を考える際に重要な示唆を与えるものである。

すなわち、アクターとしてどのような組織形態が適切か、借受人への伴走が重要であること、日本におけるマイクロクレジットにおける信用保証制度のあり方を議論する必要性である。

また、フランス土に展開されている「心のレストラン」は、無償で食料・衣類・本等を配布するアソシアションであり、貯蓄金庫の運営するマイクロクレジット機関であるパルクール・コンフィアンスの職員がマイクロクレジットの相談をうけており、償還に際して伴走を行っている。この取組みは「給付」と「貸付」が相反するものではなく、一体的に提供されて低所得者層の自立に寄与する可能性を示すものである。

達成度

本年度は次の3点において研究の達成ができた。

1 点目は昨年度のフランス調査で得た知見を活かして、フランス共和国ドゥ県ブザンソン市の心のレストラン・ブザンソンと食料銀行を訪問し、視察および聴き取り調査・資料収集を行った点である。

心のレストラン・ブザンソンの受益者は、社会活動連帯手当の受給者をはじめとする低所得者である。

2011 年より貯蓄金庫の運営するマイクロクレジット機関であるパルクール・コンフィアンスの職員が心のレストラン内の相談室において定期的にマイクロクレジットの相談を受付けている。これは、食料等の配布による現物給付による低所得者の生活の維持だけでなく、さらなる生活の向上を目標とするマイクロクレジットの本来的な目的を達成するためのスキームである。

2 点目は日本における低所得者に対する貸付である生活福祉資金貸付事業(福祉費)貸付について6ヶ所の社会福祉協議会担当者から聴き取り調査を行い、福祉貸付の本来的な役割を確認した点である。

貸付決定審査会のメンバーには日本政策金融公庫職員が入っている社会福祉協議会が少なくなかったが、借受人の償還見込みの有無によって貸付を判断する同公庫職員の意見と社会福祉協議会貸付担当職員との葛藤が見られた。

これは、償還可能性のみに賭けるのではない、「福祉貸付」としての生活福祉金貸付事業の本来的な目的について、社会福祉協議会貸付担当職員自身が陥っている現在のジレンマを示すものであると言える。

3 点目は NPO バンクである東京コミュニティパワーバンク、女性・市民コミュニティバンクおよび同バンクからの融資を受けて川崎認定保育園を運営している保育室ステッ

プ、難民起業サポートセンター、コミュニティ・ユース・バンク MOMO 等の視察と聞き取り調査・資料収集を行ったことによる成果である。これらの非営利金融組織の借受人は必ずしも低所得者を対象としているものではないが、起業に際して専門家からのアドバイスを受けたり、起業後も継続的な支援を行う等、事業継続のための取り組みがされていた。非営利金融組織の融資基準は地域に対する公益性が重視されており、マイクロクレジットの利用による起業が地域の発展に寄与するという視点を重視することの必要性を認識した。

5. 主な発表論文等
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計6件)

1. 佐藤順子「フードバンクの今日的意義」
明石書店貧困研究会編集「貧困研究」(14)
2015年7月刊行予定
2. 佐藤順子「低所得者層に対する自立支援：
生活福祉資金貸付事業(福祉費)実態調査
結果から」
福祉教育開発センター紀要(12)2015年3月
31日
3. 佐藤順子「台湾における多重債務者救済運
動」
消費者法ニュース(101)179-180 2014年
4. 佐藤順子「フィラデルフィア市におけるマ
イクロクレジット機関のケーススタディ」
明石書店貧困研究会編集「貧困研究」(12)
121-122 2014年
5. 重頭ユカリ「フランスの協同組合銀行の生
活困窮者への対応」農林金融 2013年12
月号
6. 佐藤順子「フィラデルフィア市における
Family Child Care Service : マイクロク
レジット機関による支援の実際」
福祉教育開発センター紀要(10)2013年3月
31日

[学会発表](計4件)

1. 佐藤順子「日本における生活困窮者自立
支援方策-韓国との比較から」
日本NPO学会第17回年次大会 2015年3月
2. 佐藤順子「フードバンクの今日的意義-レ
スト・ド・クールとマイクロクレジット」
貧困研究会第7回大会 2014年9月
3. 佐藤順子「日本における金融阻害層に対す
る社会的支援」
韓国・日本社会的投資シンポジウム 2014
年9月
4. 佐藤順子「フィラデル市におけるマイク
ロクレジット支援機関のケーススタディ」
貧困研究会第6回大会 2013年11月

[図書](計2件)

1. 佐藤順子「先進国におけるマイクロクレジ
ット」(仮)ミネルヴァ書房 2015年8月刊
行予定
2. 重頭ユカリ「生活困窮者支援の一環として
の家計再生ローン」宮本太郎編『生活保障
の戦略』岩波書店 2013年10月

[産業財産権]
出願状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
取得年月日：
国内外の別：

[その他]
ホームページ等

6. 研究組織
- (1)研究代表者
佐藤順子
佛教大学・福祉教育開発センター・講師
研究者番号：80329995

(2)研究分担者
()

研究者番号：

(3)連携研究者
()

研究者番号：

(4)研究協力者
重頭 ユカリ(SHIGETO, yukari)